

## 堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14に基づく和泉市から堺市への消防指令業務の委託について協議することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- (1) 消防指令業務連携・協力実施計画の作成に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、消防指令業務の委託に関して必要な事項

(構成団体)

第4条 協議会の構成団体は、堺市及び和泉市とする。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員（以下「委員等」という。）で組織する。

- 2 会長は、堺市消防長をもって充てる。
- 3 副会長は、和泉市消防長をもって充てる。
- 4 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 堺市の消防局総務部長、警防部長、総務部参事（渉外・調整担当）の職にある者
  - (2) 和泉市の消防本部理事、消防本部次長、和泉消防署長の職にある者

(会長等の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下単に「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員等の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会長、副会長及び委員は、会議に出席することができないときは、その権限を委任して代理者を会議に出席させることができる。
- 4 会議の議事は、出席委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、会議を招集する暇のない場合及び議案が輕易である場合その他やむを得ない事由のある場合は、会議に付議すべき事案の内容を記載した書面を副会長及び委員に回付し、その賛否を問うことにより、会議の開催に代えることができる。

6 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第8条 円滑な協議及び調整を図るため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、堺市消防局総務部総務課に事務局を置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定める。

#### 附 則

この規約は、令和3年10月1日から施行する。